

青森県報

第五百一號

令和四年
八月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

○ 身体障害者福祉法による医師の指定…………… (障害福祉課) …… 一

公 告

○ 農用地利用配分計画の認可…………… (構造政策課) …… 二

人事委員会

○ 令和四年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公
告…………… (事務局) …… 三

告 示

青森県告示第四百六十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	盛 泰子	勤 務 する 病 院 等	氏 名	奈 良 昌樹	勤 務 する 病 院 等
名 称	弘前大学医学部附属病院	所 在 地	名 称	むつ総合病院	所 在 地
診 療 科 目	眼科（視覚障害）	診 療 科 目	外 科（ぼうこう機能障害） 直腸機能障害	診 療 科 目	〃
年 指 月 日 定	令 和 四・九・一	年 指 月 日 定	〃	年 指 月 日 定	〃

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
下北郡東通村大字小田野沢字南通九二川口 陽二	白糠区域及び小田野沢区域	小型定置漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七二本柳 勝	白糠区域及び小田野沢区域	小型定置漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町一七七 竹越 良成	うち乙の地区	小型定置漁業、たい・ぶり定置漁業、内水面において網漁を水深
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の二 横磯漁業生産組合	深浦区域	小型定置漁業、たい・ぶり定置漁業、内水面において網漁を水深

ぶりをとる漁業及び総トン数十トン以上の漁船により行なう底びき網漁業

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年八月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
小形 暢志	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字藤沢字中菴三〇九ほか三筆	東津軽郡平内町大字藤沢字中菴三〇九ほか三筆
新潟 博	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下一〇	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下一〇
川門前 俊文	三戸郡南部町	三戸郡五戸町大字上市川字中坪一八の一	三戸郡五戸町大字上市川字中坪一八の一
川門前 俊文	三戸郡南部町	三戸郡五戸町大字上市川字中坪二二	三戸郡五戸町大字上市川字中坪二二
戸館 快之	十和田市	十和田市大字沢田字小路合五五の二	十和田市大字沢田字小路合五五の二
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡七戸町字西野一〇六ほか一筆	上北郡七戸町字西野一〇六ほか一筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡七戸町字八ヶ田一七五ほか八筆	上北郡七戸町字八ヶ田一七五ほか八筆

小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡七戸町字西野一〇九ほか一筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡七戸町字底田三八の一ほか一筆
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡七戸町字和田下一二六の四ほか一筆
株式会社ひかり農園	上北郡東北町	上北郡東北町字狼ノ沢六一ほか一筆
株式会社斗南丘デリーリアーム	むつ市	むつ市大字田名部字内田四二の一・一三
株式会社斗南丘デリーリアーム	むつ市	むつ市大字田名部字内田四二の六五二ほか二筆
株式会社斗南丘デリーリアーム	むつ市	むつ市大字田名部字内田六六ほか三筆

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第十六項の規定により、三本木・滝沢地区の県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、同条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年八月二十三日から同年九月二十日 까지

三 縦覧の場所

青森市役所

人事委員会

令和4年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

令和4年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

令和4年8月22日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

1 試験の種類及び程度

(1) 種類 障害者を対象とした青森県職員採用選考試験

(2) 程度 高校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
一般・教育事務	5人程度	①知事部局の本庁若しくは出先機関又は②県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。

注 市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

① 昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

② 次に掲げる手帳等(受験申込日及び受験日当日において有効であるもの)の

交付を受けている者(※受験申込日において交付申請中の場合は申込みできない。)

ア 身体障害者手帳又は身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者の雇用促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨が記載された診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

③ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

① 日本の国籍を有しない者

② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者

4 試験日、試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表	
			発表日	発表方法
第1次試験	10月16日(日)	青森県総合社会教育センター	10月24日(月)	受験者全員に合格を書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県
第2次試験	11月13日(日)		(予定)	
			11月24日(木)	

	(予定)	内各地域県民局の掲示板に掲示する。また、青森県職員採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyouhtml)
--	------	--

注 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内のホームページ「緊急情報」ページへ掲載する。
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitshtml>)

5 試験の種目及び内容

試験種目	内 容
第1次試験 教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)
適性検査	公務員としての適性について、質問紙法による検査を行う。
第2次試験	作文試験 1時間 (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価)
	面接試験 (積極性、協調性、堅実性、表現・態度等を評価)

注 1 点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。
2 第1次試験の適性検査の結果は、第1次試験合格者のみ使用する。

6 配点

第1次試験	第 2 次 試 験		合 計
	作文試験	面接試験	
100	40	150	190
			290

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、教養試験の得点が高い順に決定する。ただし、得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

(2) 第2次試験

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内(受験申込書)の入手方法

ダウンロードする場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードする。
配布場所 で入手する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域県民局地域健康福祉部、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センターで配布する。
郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、当人事委員会事務局に請求する。

(2) 受験申込方法及び受付期間

インターネットによる申込みを原則とする。ただし、インターネットによる申込みができない場合は、郵送又は持参により申込みすること。

① インターネットにより申し込む場合

受験申込方法	「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
受付期間	8月22日(月) 午前8時30分から9月16日(金) 午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票の作成	9月26日(月)に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」を掲載するので、掲載後速やかに確認し、所定の方法により「受験票」を作成すること。

② 郵送又は持参により申し込む場合

受験申込方法	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、受験申込書・調査票、受験票及び返送用封筒を封入し、簡易書留で当人事務委員会事務局に郵送すること。
	直接持参する場合	受験申込書・調査票、受験票及び返送用封筒を、当人事務委員会事務局に提出すること。
受付期間	8月22日(月)から9月16日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、9月16日(金) 必着とする。	
受験票の交付	受験票は、受験番号を記入の上、9月30日(金)に発送する。10月5日(水)までに返送されない場合は、速やかに当人事務委員会事務局まで連絡すること。	

9 採用予定日

採用予定日は、令和5年4月1日である。

なお、採用時において「3 受験資格」(1)②に該当していることが確認できない場合、最終合格者であっても採用されない。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、当人事務委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

開示請求者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、順位及び合格基準未満の試験種目	第1次試験合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び並びに準未満の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間	
[受験者本人が請求する場合に必要な書類] 本人であることを証明する書類 (障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等) [受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類] 受験者の法定代理人に係る本人であることを証明する書類 (法定代理人自身の運転免許証、旅券等) 及び受験者の法定代理人であることを証明する書類 (戸籍謄本又は戸籍抄本等)			

注1 希望者には、郵送により試験結果を通知するので、希望する場合は、第1次試験日当日に、84円切手を貼ったあて先明記の通知用封筒(長形3号)を持参すること。

注2 第2次試験において合格基準未満の試験種目がある場合、最終順位はつか

ない。

11 初任給その他の給与

初任給は、令和4年4月採用の高校新卒者の場合で146,100円程度、大学新卒者の場合で165,900円程度である。

なお、卒業後に職歴がある場合は、一定の基準で算出された額が加算される。また、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円